

平成31年度

# 入園案内

保育園

認定こども園



養老町役場 住民福祉部子ども課

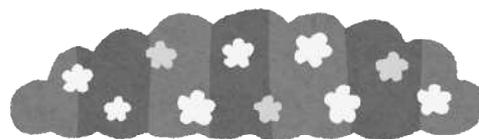
☎0584-32-5078

## 〇子ども・子育て支援新制度について

平成27年度より子ども・子育て支援新制度が始まりました。保育所等を利用する場合は保護者がお住まいの市町村から認定を受ける必要があります。また、認定区分により利用できる内容が変わります。

### 【入園できるお子さん】

月齢3カ月～就学前までの児童。



### 【支給認定区分と内容】

支給認定区分	利用できる施設	対象となる状況	利用できる時間
1号認定	認定こども園	お子さんが満3歳以上で教育を希望される場合	教育標準時間 (概ね4時間)
2号認定	保育園 認定こども園	お子さんが満3歳以上で保護者（両親またはひとり親）が「保育の必要な事由」に該当しており保育を希望される場合	保育短時間 (最長8時間) または 保育標準時間 (最長11時間)
3号認定		お子さんが満3歳未満で保護者（両親またはひとり親）が「保育の必要な事由」に該当しており保育を希望される場合	

### 【保育短時間・保育標準時間】

原則的な保育時間は「保育短時間（8時間）」ですが、保護者（両親もしくはひとり親）の1ヶ月の就労時間が120時間以上の場合には「保育標準時間（11時間）」の利用が可能です。

1ヶ月の就労時間は、保護者の内、短い人の就労時間を適用します。

また、就労以外の事由でも「保育標準時間（11時間）」の利用が可能な場合があります。

保育標準時間の利用が可能な場合でも、申し出により保育短時間の利用が可能です。

### 【保育認定の有効期間】

1号認定の有効期限は、満3歳の誕生日から小学校就学前までです。

2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日の前々日までです。

保育認定は「保育の必要な事由」が必要になります。事由に該当しなくなった場合は月末までで認定が取消しとなり、認定が取消しになると園の利用ができなくなります。

年齢は、年度の初日（4月1日現在）の年齢で判定します。

### 【保育の必要な事由】

就労、妊娠・出産、保護者の病気・障がい、同居又は、長期入院等している親族の看護・介護、災害復旧、求職活動、起業準備、就学などの理由があります。

詳しくは8ページ「保育の必要な事由別：提出書類一覧表」をご覧ください。

### 【年齢別最長期間】

入園期間は、最長で下表のとおりです。

生年月日	年齢	終了予定日
平成25年4月2日～平成26年4月1日	5歳	平成32年3月31日
平成26年4月2日～平成27年4月1日	4歳	平成33年3月31日
平成27年4月2日～平成28年4月1日	3歳	平成34年3月31日
平成28年4月2日～平成29年4月1日	2歳	平成35年3月31日
平成29年4月2日～平成30年4月1日	1歳	平成36年3月31日
平成30年4月2日～平成31年4月1日	0歳	平成37年3月31日

## ○施設一覧（私立・公立）

### 【保育園】

	現在の施設名	受け入れ年齢	定員 (人)	住所・電話番号	開所時間	保育時間
私立	ようろう保育園※1	6ヶ月～4歳	30	養老公園 1276番地1 34-2558	7:30 ～ 18:30	保育短時間 8:00～ 16:00 保育標準時間 7:30～ 18:30
	めぐみ保育園	3ヶ月～5歳	60	小倉930番地8 32-0393		
	下笠保育園	4ヶ月～5歳	120	下笠1171番地1 35-2128	7:00～ 18:30	

### 【認定こども園】

	現在の施設名	受け入れ年齢	定員 (人)	住所・電話番号	開所時間	保育時間
私立	池辺こども園	6ヶ月～5歳	95	瑞穂130番地3 37-2106	7:30 ～ 18:30	保育短時間 8:00 ～ 16:00 保育標準時間 7:30 ～ 18:30
公立	養老こども園	3歳～5歳	120	高田231番地1 32-0913		
	広幡こども園	10ヶ月～5歳	70	□ヶ島191番地1 32-1621		
	船附こども園	10ヶ月～5歳	80	船附1149番地4 35-2129		
	養北こども園 (東園舎)	4～5歳	110	飯田933番地6 34-1474		
	養北こども園 (西園舎)	10ヶ月～3歳		飯田790番地 34-1225		
	こばとこども園	10ヶ月～4歳	55	滝見町170番地87 32-0700		
	日吉こども園 (南園舎)	4歳～5歳	75	宇田66番地 34-1010		
日吉こども園 (北園舎)	10ヶ月～3歳	宇田73番地 34-1533				

※1 ようろう保育園は、平成32年度から0歳から2歳までの受け入れを予定しています。

## ○教育・保育施設の主な1日の流れ（私立は各園にお問い合わせください。）

1日の流れ			
時間	認定こども園		
	【教育標準時間】 9:00～14:00 【1号認定】 3歳以上児	保育園	
		【保育短時間】 8:00～16:00 【2号認定】 3歳以上児	【保育標準時間】 7:30～18:30 【3号認定】 3歳未満児
		標準時間 登園	短時間 登園
7:30			
8:00			
9:00	○登園	○持ち物整理	○持ち物整理
	○朝のひととき		○朝のスキンシップ
	○指導計画に基づく教育・保育		○おやつ
11:20			○友達と遊ぶ
11:50	○給食		○給食
	○帰りのひととき		○午睡（通年）
	○降園		
14:00		○午睡（夏季のみ）	
		○友達と遊ぶ	
		○おやつ	
		紙芝居・手遊び・絵本	
16:00		短時間 降園	
		標準時間 降園	
18:30		延長保育終了	

## 【教育・保育時間等】

項目	1号認定	2号認定	3号認定
時間	9:00~14:00 ※私立園は、お問い合わせください。	2ページの保育時間をご覧ください	
休日	土日・祝日・年末年始 春休み・夏休み・冬休みあり	日曜・祝日・年末年始	
利用者負担額	利用者負担額（保育料）は、保護者の所得に応じて市町村民税を基に決定します。 保育料一覧・多子減免等減免制度等、詳しくは11~13ページをご覧ください。		
給食は、栄養価に着目し、お子さん本位の献立を立てており、公立の各園は統一メニューとなっています。			
給食	完全給食（おやつ：なし）	完全給食+おやつ （午後1回）	完全給食+おやつ （午前1回/午後1回）
費用の負担	給食費： 4,000円	主食代： 1,150円	なし
	上記のほかに、園の運営活動のため、園独自の費用等を徴収することがあります。		
（私立）給食（給食費・主食の提供・献立等）・園独自の費用や送迎バスを利用される場合については、各私立園にお問い合わせください。			

## 【一時預かり 1号認定対象】（公立）

利用対象者	家庭の事情等で家庭での保育が困難な1号認定の在園児。
利用方法	一時預かりを希望される人は、園へ直接申込みください。
その他	利用料に給食費・おやつ代を含みます。

区分	実施時間	利用料（日額）	給食	おやつ
園が開設している平日 （月～金）	14:00~16:00まで	600円	×	○
	14:00~18:00まで	1,000円	×	○※
長期休業日の平日 （月～金）	9:00~14:00まで	1,700円	○	○
	9:00~16:00まで	2,300円	○	○
	9:00~18:00まで	2,700円	○	○※

※午後5時以降お迎えの場合、2度目のおやつ有

## 【延長保育 2・3号認定対象】（公立）

利用対象者	短時間認定（8:00~16:00）を超えて保育を希望する短時間認定の在園児童。
利用方法	園にて申し込みが必要です。延長保育料は利用実績に基づき翌月に請求されます。 詳しくは、在園施設に直接お尋ねください。
延長保育料	30分 100円
その他	世帯状況・階層等により利用料が減免になることがあります。 私立こども園・保育園については、各園にお問い合わせください。

## 【土曜日共同保育 2・3号認定対象】（公立）

平成30年度より公立こども園では、指定された1園でのみ土曜保育を行う、「土曜日共同保育」を実施しています。

利用対象者	在園児童で土曜日に保育の必要性（現在保育認定を受けている事由）がある場合のみ利用可能（父母がいる場合は両親とも）
実施園	船附こども園 又は 広幡こども園（船附こども園で実施できない場合）
利用方法	利用を希望する前月15日までに利用園に申請書を提出。
費用	別途利用者負担（保育料）は必要なし、但し平日同様に延長保育料は必要。
持ち物	着替え・お昼寝布団など利用される方に連絡 3歳以上児は、主食（ごはん）※食物アレルギーの状況によりお弁当持参の必要あり

（私立）一時預かり・延長保育・土曜保育については、私立各園に直接お尋ねください。

## ○共通事項について

### 【アレルギー対応】

アレルギー体質のお子さんの給食にも配慮しますので、事前に各園ご相談ください。

### 【障がい児保育】

集団保育が可能であると認められる障がい児の受け入れを行います。利用可能であるかの調査のため、事前相談をして頂く必要があります。園での面接・医師の意見書等の提出等をお願いすることがあります。詳しいことは、各園または役場子ども課までお問い合わせください。

### 【ならし保育】

乳幼児は、急激な環境や生活変化に適応しにくいものです。分離不安、情緒不安、恐怖心、心身の疲労をやわらげ、徐々に集団生活に慣らすため、入園当初は、降園時間を早くする「ならし保育」を実施しています。時間等実施の方法については、各園により異なりますので直接お問い合わせください。また、就労開始日が、月の途中であっても月初から入園して、ならし保育を実施することが可能です。※入園式前の利用も可能ですので、各園にお尋ねください。

### 【園との連絡】

園からの連絡は、毎月「園だより」その他の印刷物及び掲示板や「すぐメール」などで行います。園への連絡がある場合は、毎日の送迎時等に職員にお申し出ください。

## ○その他

【一時保育】（公立） ※私立こども園・保育園については、各園にお問い合わせください。

利用対象者	仕事や家族の病気・通院、冠婚葬祭、家庭の事情等で家庭での保育が一時的に困難となる町内在住の1歳以上の未就学児。
利用方法	一時保育を希望される人は、園へ直接申込みください。
その他	園行事等の状況により、利用できないことがありますのでご了承ください。 3歳未満児は午前利用の場合のおやつ代がかかります。午後のおやつ代は利用料に含まれています。

区分	実施時間	利用料			
		4時間以内	8時間以内	給食 (利用ありの場合)	おやつ (午前利用の場合)
3歳未満児	開所時間	1,000円	2,000円	+300円	+100円
3歳以上児	7:30~18:30	1,000円	2,000円	+300円	

### 【病児・病後児保育】

海津市と大垣市・羽島市との協定により、病児病後児保育事業を行っています。詳しくは、下記の施設にお問い合わせください。

実施施設名	所在地・電話番号	対象
駒野保育園	海津市南濃町 0584-55-0416	小学校3年生まで
病児保育室 かみなりくん	羽島市正木町 058-394-0112	小学校低学年まで
病児保育室 P e e k - A - B o o	大垣市高砂町 0584-82-1155	小学校3年生まで

※18歳以下の児童を3人以上扶養している世帯で病児保育施設を利用した場合は、利用料還付が受けられる多子世帯の病児保育施設利用料無償制度もあります。詳しくは子ども課までお問い合わせください。

# 入園の申し込みの流れ（平成31年4月新規入園の場合）

## 1. 入園説明会

町子ども課 → 保護者

説明会で平成31年度の入園申込書等が配布されます。  
入園説明会に参加できない人も園や役場子ども課で入園申込書等を入手することができます。

## 2. 書類の記入・添付書類の準備

保護者

必要書類については、9ページ「認定申請・入園申込に必要な提出書類」をご覧ください。  
記入の方法については、別紙<記入例>をご覧ください。  
保護者（両親もしくはひとり親）の「⑥状況申告書」には、必ず添付書類（もしくは証明）が必要です。早めにご準備ください。

## 3. 書類の提出

保護者 → 町子ども課／私立こども園・保育園

※入園を希望する園（公立・私立）でそれぞれ書類提出先が異なりますのでご注意ください。

対象施設	受付場所	受付期間	時間	備考
公立認定こども園	役場子ども課	10月15日（月） ～	9：00～18：30 最終日のみ17時〆切	
私立保育園 私立認定こども園	入園を希望する各園	10月26日（金）	9：00～18：30	
公立・私立共通	役場子ども課	10月20日（土） のみ	9：00～17：00	※10月20日（土）は9時～12時まで ※10月21日（日）は公私とも受付不可

※すべての書類が整っていないと受け取りができません。  
※提出時にはマイナンバー提示・本人確認等を行いますので、別途必要な書類があります。  
※詳しくは、9ページ「認定申請・入園申込に必要な提出書類」をご覧ください。

## 4. 書類審査・認定

町子ども課

提出された書類を基に審査を行い、町が認定区分を決定します。  
また、入園の可否について、1号認定は園が、2・3号認定は町が決定します。  
**◆入園申込数が定員を超えた園について◆**  
1号・・・<公立>抽選を行います。その場合は、抽選日等直接対象者の方に連絡します。  
抽選は11月上旬頃を予定しています。  
<私立>選考方法は各園にお尋ねください。  
2・3号・・・10ページ「選考基準（利用調整）について」を基に、利用調整を行います。  
※「②保育所等入所申込書」の[利用を希望する施設名欄]の第3希望までをもとに利用調整を行いますので、必ず記入してください。  
※第1希望の選考から漏れた方には、わかり次第個別に連絡させていただきます。  
※利用調整の状況は、町のホームページでお知らせします。

※入園後のお子さんの生活についてご心配な点は、随時各園にご相談下さい。

## 5. 「支給認定決定通知書」（または支給認定証）・「入園承諾書」が届きます（1月中旬）

町子ども課 → 保護者

決定の認定区分が明記された「支給認定決定通知書」または支給認定証・「入園承諾書」が届きます。大切に管理してください。

<入園決定後は園ごとに入園説明会や1日入園が行われます。>

## 6. 「利用者負担額（保育料）決定通知書」が届きます（3月下旬から4月上旬）

町子ども課 → 保護者

利用者負担額決定通知書が郵送されます。  
利用者負担額については11～13ページをご覧ください。

④募集期間を過ぎてしまった場合・・・！！

4月入園は、定員に空きがある園において、随時申込みを受け付けます。

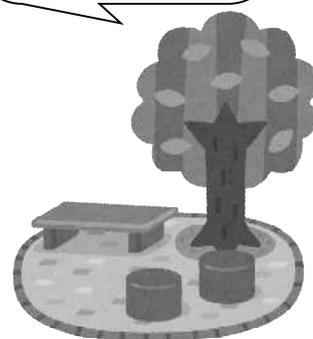
○年度途中の入園希望について

定員に空きがある園においては、入園希望月ごとに随時申込みを受付し、利用調整のうえ決定します。申込みに必要な書類が全て提出されたことをもって申込完了となりますので、受付期間中に申込書類一式を整えて、役場子ども課または入園希望施設へご提出ください。

＜平成31年度 通常受付期間一覧表＞

入園希望月	通常受付期間
5月入園	平成31年 3月22日～平成31年 4月19日
6月入園	平成31年 4月22日～平成31年 5月20日
7月入園	平成31年 5月21日～平成31年 6月20日
8月入園	平成31年 6月21日～平成31年 7月19日
9月入園	平成31年 7月22日～平成31年 8月20日
10月入園	平成31年 8月21日～平成31年 9月20日
11月入園	平成31年 9月23日～平成31年10月18日
12月入園	平成31年10月21日～平成31年11月20日
1月入園	平成31年11月21日～平成31年12月20日
2月入園	平成31年12月24日～平成32年 1月20日
3月入園	平成32年 1月21日～平成32年 2月20日

産休・育休明け等で職場復帰や就労開始が確定している人を対象に、通常受付期間とは別に予約受付期間を設けています。詳しくは、役場子ども課までお問い合わせください。



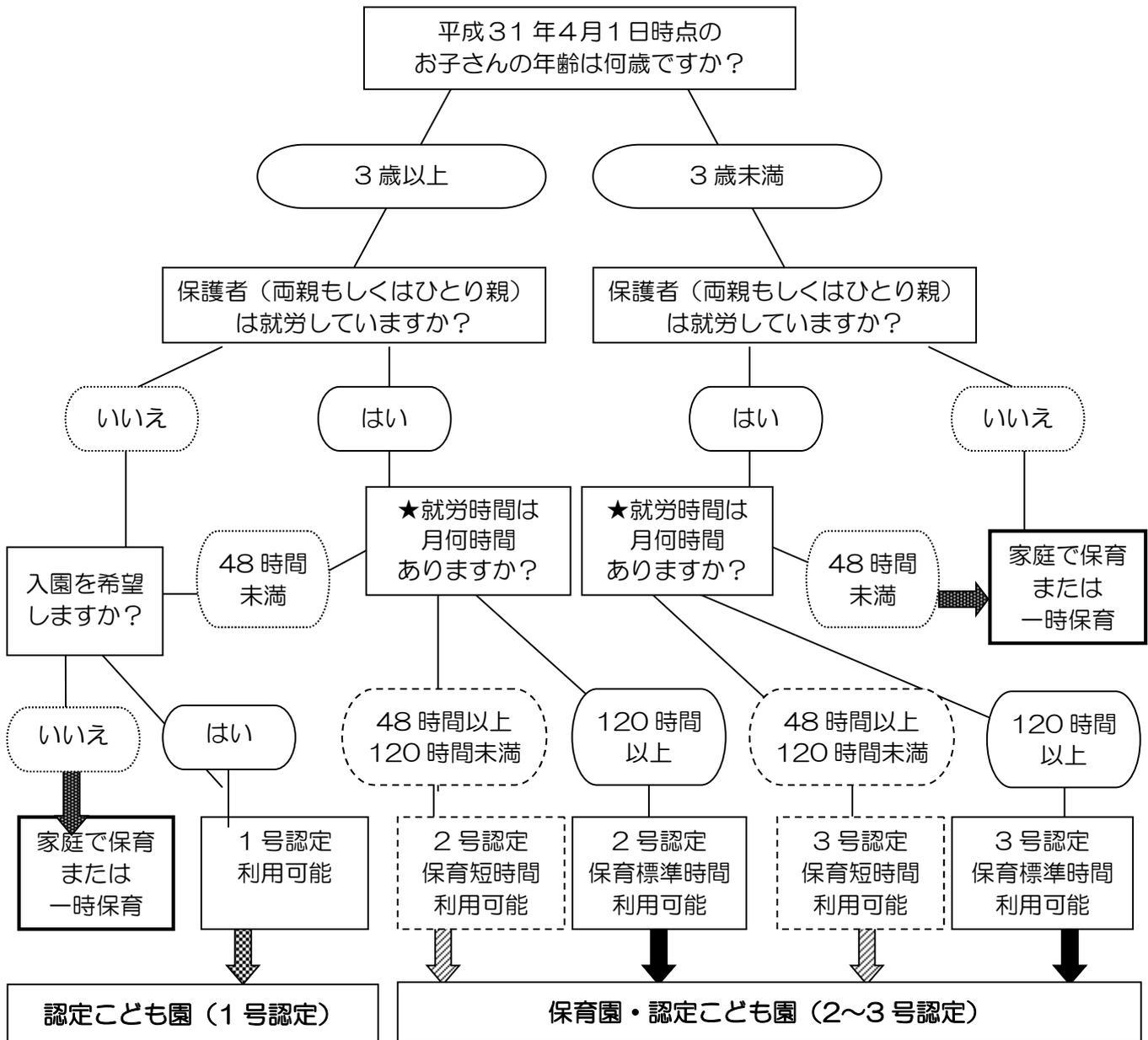
【産休・育休明け等の入園希望について】

産休・育休明け等で年度途中に職場復帰や就労開始が確定している保護者が入園を希望する場合、下記の期間において予約申込ができます。予約申込については、入園希望園に空きがある場合に限り、期間内に必要書類が揃った方から先着順の申込となります。また、私立園については、事前に必ず私立園にご確認ください。予約申込は、役場子ども課まで。なお、予約の対象とならない人の受付は、通常受付期間となります。

＜平成31年度 予約受付期間一覧表＞

入園希望月	予約可能期間	職場復帰または就労開始日
5月入園	平成30年12月20日～平成31年 2月20日	平成31年 5月末まで
6月入園	平成31年 1月21日～平成31年 3月20日	平成31年 6月末まで
7月入園	平成31年 2月20日～平成31年 4月19日	平成31年 7月末まで
8月入園	平成31年 3月20日～平成31年 5月20日	平成31年 8月末まで
9月入園	平成31年 4月22日～平成31年 6月20日	平成31年 9月末まで
10月入園	平成31年 5月20日～平成31年 7月19日	平成31年10月末まで
11月入園	平成31年 6月20日～平成31年 8月20日	平成31年11月末まで
12月入園	平成31年 7月22日～平成31年 9月20日	平成31年12月末まで
1月入園	平成31年 8月20日～平成31年10月18日	平成32年 1月末まで
2月入園	平成31年 9月20日～平成31年11月20日	平成32年 2月末まで
3月入園	平成31年10月21日～平成31年12月20日	平成32年 3月末まで

## ○保育園・認定こども園選択フローチャート（参考）



認定こども園（1号認定）	保育園・認定こども園（2～3号認定）
<b>概要と特徴</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育を希望する幼児（3歳以上）が対象です。</li> <li>・土曜、日曜、祝日休みです。</li> <li>・小学校と同じように夏休み、冬休み、春休みがあります。</li> </ul>	<b>概要と特徴</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が★保育を必要とする事由（就労、妊娠出産、病気障害、同居等親族の看護介護など）に該当するため、家庭での保育が欠ける状態となる乳幼児（3カ月～5歳）が対象です。</li> <li>・保育を必要とする事由により、利用できる保育時間が異なります</li> <li>・園によって受け入れ可能な月齢が異なります。</li> </ul>

**保育園とは?**・・・保育認定を受けたお子さんを毎日一定の時間、保護者にかわって保育（養護と教育）する児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

**認定こども園とは?**・・・就学前のお子さんに教育と保育を一体的に提供する、従来の幼稚園と保育園の機能を併せ持った施設です。

\*それぞれの施設に、地域の子育て家庭に対する支援を行うという役割があります。  
 \*2～3号認定は、集団生活を体験させるため、下のお子さんに手がかかるなどの理由では入園の対象となりません。

## ○保育の必要な事由別：提出書類一覧表

保育の必要な事由 利用できる時間	●保育が必要な事由の具体例／□提出書類
<p>(1) 就労</p> <p>【保育短時間】 就労48時間～ 120時間</p> <p>【保育標準時間】 就労120時間以上</p>	<p>●保護者が日常的に仕事をしているため、児童の保育ができない場合 勤務（自営・家族経営以外）</p> <p>□⑥状況申告書 □⑦就労証明書 ・会社勤めの方は会社の証明が必要になります。</p> <hr/> <p>自営・家族経営・・・本人・親族が代表者の場合 □就労状況申告書（自営業・農業）・・・⑥状況申告書（裏面） （法人の場合） □屋号記載欄に代表者印（会社実印）を押印してください。 （法人でない場合） □平成29年分確定申告書（第一表・第二表）の写し又は □営業証明書</p> <hr/> <p>農業 □就労状況申告書（自営業・農業）・・・⑥状況申告書（裏面） □平成29年分確定申告書（第一表・第二表）の写し （農業申告をしている事業主の方のもの） □耕作証明書（事業主の方のもの）・・・<u>経営農地が5000㎡必要。</u> □事業主の証明（就労状況申告書に）</p>
<p>(2) 妊娠・出産 【保育標準時間】 認定期間： 産前6週間前の月初～ 産後8週間後の月末まで</p>	<p>●保護者が産前産後のため</p> <p>□⑥状況申告書 □母子手帳の写し ・表紙と出産予定日がわかるページをコピーしてください</p>
<p>(3) 保護者の病気 【保育標準時間】</p>	<p>●保護者が病気・負傷の状態にあるため</p> <p>□⑥状況申告書 □医師の診断書・・・⑥状況申告書（裏面）</p>
<p>(4) 保護者の障がい 【保育標準時間】</p>	<p>●保護者の心身に障がいがあるため</p> <p>□⑥状況申告書 □医師の診断書・・・⑥状況申告書（裏面） □身体障害者手帳、療育手帳などの写し</p>
<p>(5) 同居又は長期入院 等している親族の 介護・看護 【保育標準時間】</p>	<p>●同居人又は親族に疾病等があり、保護者が看護・介護を行う必要性があるため</p> <p>□⑥状況申告書 （看護の場合） □医師の診断書 □民生委員等の証明・・・⑥状況申告書（裏面） （介護の場合） □介護保険証写し □民生委員等の証明・・・⑥状況申告書（裏面） （共通：別居の場合） □別居親族の看護・介護申立書</p>
<p>(6) 災害復旧 【保育標準時間】</p>	<p>●火災や地震等により家屋に破損があり、その復旧のため</p> <p>□⑥状況申告書 □罹災証明書など</p>
<p>(7) 求職活動 【保育短時間】 認定期間：3ヶ月間のみ （期間の延長なし）</p>	<p>●保護者が求職活動中のため</p> <p>□⑥状況申告書 □ハローワークの登録証など求職状況の分かるもの 3ヶ月目の20日までに就労証明書が提出されれば、就労での認定となり入園期間は延長できます。<b>就労できなかった場合、求職活動での認定期間の延長はできません。</b></p>
<p>(8) 起業準備 【保育短時間】 認定期間：3ヶ月間のみ</p>	<p>●保護者が起業準備のため</p> <p>□⑥状況申告書 □起業準備の場合事業計画など</p>
<p>(9) 就学 （職業訓練校等における 職業訓練を含む） 【保育標準時間】</p>	<p>●保護者が就学のため</p> <p>□⑥状況申告書 □在学証明書、合格通知など</p>

## ○認定申請・入園申込に必要な提出書類

※提出書類は消せないボールペンで記入してください。

※訂正は、修正テープは使用せず二重線で消し訂正印を押してください。

### 【はじめて保育園等に入園する場合】

<p><b>2・3号認定</b></p> <p>★個人番号の確認が必要です。</p> <p>個人番号確認のために持参するものへ</p>	<p><input type="checkbox"/> ①施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書</p> <p><input type="checkbox"/> ②保育所等入所申込書</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥状況申告書</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦就労証明書</p> <p>(保育の必要な事由によって必要書類が異なります。詳しくは前ページの「保育の必要な事由別：提出書類一覧表」をご覧ください。)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧保育料減免(軽減)に関する申出書</p>
<p><b>1号認定</b></p> <p>★個人番号の確認が必要です。</p> <p>個人番号確認のために持参するものへ</p>	<p><input type="checkbox"/> ①施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書</p> <p><input type="checkbox"/> ②保育所等入所申込書</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧保育料減免(軽減)に関する申出書</p>

### 【共通：該当する場合のみ】

<p>平成30年1月1日時点で 養老町に住所がなかったひと</p>	<p><input type="checkbox"/> 平成30年度市町村民税所得課税証明書 【前住所地の役所にて保護者(両親もしくはひとり親)分を 取得して提出してください】</p>
<p>世帯所得割課税額が77,100円以下の 在宅障がい児(者)のいる世帯</p>	<p><input type="checkbox"/> ⑨保育所等利用者負担額減免申請書</p> <p><input type="checkbox"/> 障がい者手帳の写し</p>
<p>世帯所得割課税額が77,100円以下の ひとり親世帯</p>	<p><input type="checkbox"/> ⑨保育所等利用者負担額減免申請書</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当の証書の写し、福祉医療受給者証(母子・父 子)の写し、または、戸籍謄本</p>
<p>申し込み時点で、養老町に住所のないひと</p>	<p><input type="checkbox"/> 平成30年度市町村民税所得課税証明書 【保護者のものが必要になります】</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩転入確約書</p>

## ○個人番号確認のために必要なもの

<p>保護者(申請者)本人 が提出する場合</p>	<p>①から③のいずれか</p> <p>①個人番号カード</p> <p>②通知カードと運転免許証などの身分証明書類</p> <p>③個人番号が記載された住民票の写しと運転免許証などの身分証明書類</p>
<p>代理人(上記以外の 人)が提出する場合</p>	<p>1・2及び3の①から④のいずれか</p> <p>1.委任状(&lt;代理人が提出する場合&gt;の欄に記入)</p> <p>2.代理人の運転免許証などの身分証明書類</p> <p>3.保護者(申請者)本人の番号確認書類</p> <p>①個人番号カード ②通知カード</p> <p>③個人番号が記載された住民票の写し</p> <p>④①~③の写し</p>

## ○選考基準（利用調整）について

### 【基本点数表】

事由	保護者の就労等の形態又は状況		点数
就 労	月 20 日以上	1 日 8 時間以上の就労	+20
		1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労	+18
		1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労	+16
	月 16 日以上	1 日 8 時間以上の就労	+18
		1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労	+16
		1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労	+14
上記に該当しないが月 48 時間以上の就労			+10
妊娠・出産	母が出産又は出産予定日の 6 週前から産後 8 週間の期間		+20
病気・障がい	病気	概ね 1 月以上入院を要する	+18
		概ね 1 月以上寝たきり状態	+18
		概ね 1 月以上の安静を必要とする	+16
		治療のために定期通院を要する	+ 8
	障がい	身体障害者手帳 1～2 級	+18
		精神障害者保健福祉手帳 1 級	+18
		療育手帳 A	+18
		身体障害者手帳 3～4 級	+16
		精神障害者保健福祉手帳 2～3 級	+16
		療育手帳 B	+16
同居親族等の 介護・看護	概ね 1 月以上親族の入院の付添い 障がい児(者) や同居の親族の介護等	120 時間以上	+18
		120 時間未満	+14
	同居の親族の長期居宅療養等の看護	120 時間以上	+14
		120 時間未満	+12
災害の復旧	火災その他の災害復旧にあたっている者		+20
求職活動 起業準備	求職または起業のため常に外出している		+ 6
就学	職業訓練校、専門学校、大学等に就学している。		+18
虐待・DV	町長が特に必要な状態にあると認める場合	※当該児童・世帯の状況に応じ、 点数を付けず別途判断。	
その他	上記に類する状態にあると町長が認める場合		

### 【調整点数表】

ひとり親世帯	+25
生活保護世帯	+10
保護者が産休又は育休から復職と同時に施設利用希望の場合	+ 2
既に兄弟姉妹が入所(利用)している場合	+ 3
兄弟姉妹が同時に申込みをしている場合	+ 2
児童が障がいを有する場合	+ 4
住所の小学校区にある施設への入所を希望	+ 4
小規模保育事業等の卒園児童	+ 3
保育料の滞納がある場合	-10

### 【同一点時の優先順位表】

1	町在住者(転入予定者を除く)を優先する
2	外勤(自営業以外)と自営業の場合では、外勤(自営業以外)を優先する
3	未就学児の人数が多い世帯を優先する
4	同一世帯内における第 3 子以降を優先する
5	祖父母の居住地について、不存在又は町外に居住している人を優先する

## ○利用者負担額（保育料）について

- ・利用者負担額（保育料）は、国が定める基準を上限に市町村が定めることとされており、保護者の所得に応じて市町村民税を基に決定します。
- ・保育料算定の為に用いる市町村民税額には住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税控除、特別減税などは適用しません。
- ・また、保護者の収入が一定基準に満たない場合で、児童の祖父母と同居の場合、家計主宰者との合算となります。
- ・受益者負担の公平性を確保するため利用者負担額（保育料）が納期限内に納付されない方を対象に町が支給する児童手当から保育料を直接徴収（特別徴収）します。
- ・利用者負担額（保育料）については、直近の所得の状況を反映させる観点から、住民税の賦課決定後に再算定を行い、年度途中の9月に利用者負担額を切り替えます。具体的には4月から8月までは前年度分、9月から3月までは当年度分の課税額により決定します。再算定後の保育料を8月に通知させていただきます。

（例：平成31年度の場合）

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

①平成30年度の市町村民税に基づく保育料  
（平成29年の収入状況により算出）  
（H29.1.1～H29.12.31）

②平成31年度の市町村民税に基づく保育料  
（平成30年の収入状況により算出）  
（H30.1.1～H30.12.31）

- ・①平成30年度課税情報は平成30年1月1日時点の住所地が所有しています。  
平成30年1月1日時点で養老町に住民登録がない人は、入園申込の時に、前住所地で発行される「平成30年度市町村民税所得課税証明書」又は「平成30年度住民税決定通知書の写し」を添付してください。
- ・②平成31年度課税情報は平成31年1月1日時点の住所地が所有しています。  
平成31年1月1日時点で養老町に住民登録がない人は、マイナンバー情報連携が可能な場合、情報連携により1月1日時点の住所地に課税状況を照会させていただきます。可能でない場合は、「平成31年度市町村民税所得課税証明書」又は「平成31年度住民税決定通知書の写し」の提出をお願いいたします。  
（平成31年7月頃）
- ・住民登録がない・未申告等の理由により算定の期日までに課税状況が確認できない場合は、利用者負担額（保育料）を最上階層の第8階層に設定させていただくこととなりますのでご注意ください。

## ○1号（認定こども園）保育料（平成31年度（案））

階層区分		養老町利用者負担額 （保育料）/月額	国が定めた上限額 利用者額（保育料）/月額
第1	生活保護世帯	0円	0円
第2 （減免）	市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課世帯含む） 「ひとり親世帯」及び「在宅障害児（者）世帯」	0円	0円
第2	市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課世帯含む）	0円	3,000円
第3 （減免）	市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 「ひとり親世帯」及び 「在宅障害児（者）世帯」	0円	3,000円
第3		77,100円以下	6,900円
第4-1	市町村民税 所得割課税額	77,101円以 96,999円以下	9,300円
第4-2		97,000円以 211,200円以下	9,300円
第5		211,201円以上	12,600円

〇2号・3号（保育園等）保育料（平成31年度（案））

各月初日の児童の 属する世帯の階層区分		養老町 利用者負担額（保育料）/月額				国が定めた上限額 利用者額（保育料）/月額			
		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児	
		保育 標準 時間	保育 短時間	保育 標準 時間	保育 短時間	保育 標準 時間	保育 短時間	保育 標準 時間	保育 短時間
第1	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
第2 (減免)	市町村民税非課税世帯の 「ひとり親世帯」及び 「在宅障害児(者)世帯」	0	0	0	0	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	4,500	4,500	3,000	3,000	9,000	9,000	6,000	6,000
第3 (減免)	市町村民税所得割課税額 48,600円未満の 「ひとり親世帯」及び 「在宅障害児(者)世帯」	4,500	4,500	3,000	3,000	9,000	9,000	6,000	6,000
第3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	16,200	14,200	12,600	10,600	19,500	19,300	16,500	16,300
第4-1	市町村民税所得割課税額 48,600～57,700円 未満	23,800	21,800	19,300	17,300	30,000	29,600	27,000	26,600
第4-1 第4-2 (減免)	市町村民税所得割課税額 77,101円未満の 「ひとり親世帯」及び 「在宅障害児(者)世帯」	4,500	4,500	3,000	3,000	9,000	9,000	6,000	6,000
第4-2	市町村民税所得割課税額 57,700～77,101円 未満	23,800	21,800	19,300	17,300	30,000	29,600	27,000	26,600
第4-3	市町村民税所得割課税額 77,101～97,000円 未満	23,800	21,800	19,300	17,300	30,000	29,600	27,000	26,600
第5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	27,100	25,100	22,200	20,200	44,500	43,900	41,500	40,900
第6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	30,800	28,800	25,400	23,400	61,000	60,100	58,000	57,100
第7	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	35,100	33,100	29,200	27,200	80,000	78,800	77,000	75,800
第8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	40,600	38,600	33,900	31,900	104,000	102,400	101,000	99,400

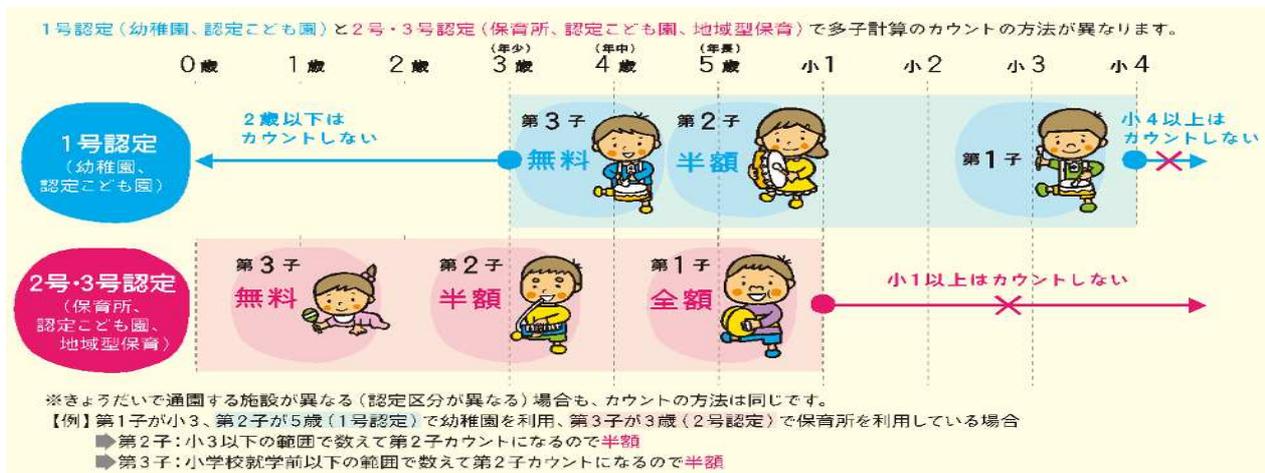
※年齢は、4月1日現在の満年齢

## ○利用者負担額（保育料）の軽減について

多子世帯やひとり親世帯等については、利用者負担額（保育料）の軽減があります。

くきょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目は無料となります。

※平成29年4月より市町民税非課税世帯は、小学校就学前という上限を撤廃し第2子以降無償化



◆平成28年9月より、養老町では、年収約360万円未満相当から年収約470万円未満相当の世帯の場合、国基準では、無償化の対象とならない18歳以下の第3子以降の児童の保育料を無料とする軽減制度を拡充しました。

◆平成28年4月より、軽減措置が拡充されました。（国の制度）



## ○多子減免制度

### 【1号認定】

第3階層	多子世帯の場合、第2子半額・第3子以降無償化【国：上限撤廃】
第4-1階層	同一支給認定保護者が監護する18歳までの児童が3人以上おり、3人目以降が入園児童の場合、保育料無償化（同居の有無を問わない） 【岐阜県第3子無償化事業】
第4-1階層以降	多子世帯で小学校3年生以下の児童を最年長者第1子と計算し、入園児童が第2子の場合半額、第3子以降の場合無償化

### 【2号・3号認定】

第2階層	多子世帯の場合、第2子以降を無償化【国：上限撤廃】
※第3階層～第4-1階層	多子世帯の場合、第2子半額・第3子以降無償化【国：上限撤廃】
※第4-2階層 ～第4-3階層	同一支給認定保護者が監護する18歳までの児童が3人以上おり、3人目以降が入園児童の場合、保育料無償化（同居の有無を問わない） 【岐阜県第3子無償化事業】
第4-2階層以降	多子世帯で小学校就学前の児童で最年長者を第1子と計算し、入園児童が第2子の場合半額、第3子以降の場合無償化

## ○他市町村の園の利用について

### 【広域入所】

保護者の勤務先等の事情により、養老町以外の他市町村の施設にも入園することができます。保育料も養老町の定めた金額を納めていただきます。ただし、受入する他市町村の状況により、ご希望に添えない場合があります。詳しくは、役場子ども課までお問い合わせください。

#### 2号・3号認定の場合

保護者の勤務地が該当の他市町村にあり、勤務終了後、養老町内の各施設の保育時間までに迎えができない、里帰り出産をするなどの事情がある場合。

#### 1号認定の場合

特別な事情は必要ありません。

## ○認定申請・入園申込に必要な提出書類（転園）

※提出書類は消せないボールペンで記入してください。

※訂正は、修正テープは使用せず二重線で消し訂正印を押してください。

### 【すでに在園していて、園を変える場合】

1号認定のまま	<input type="checkbox"/> ②保育所等入所申込書 <input type="checkbox"/> ⑧保育料減免（軽減）に関する申出書
2・3号認定のまま	<input type="checkbox"/> ②保育所等入所申込書 <input type="checkbox"/> ⑥状況申告書 <input type="checkbox"/> ⑦就労証明書 （保育の必要な事由によって必要書類が異なります。詳しくは8ページの「保育の必要な事由別提出書類一覧表」をご覧ください。） <input type="checkbox"/> ⑧保育料減免（軽減）に関する申出書
1号から2号へ変更 ★個人番号の確認が必要です。 →9ページ 個人番号確認のために持参するものへ	<input type="checkbox"/> ②保育所等入所申込書 <input type="checkbox"/> ⑤支給認定変更申請書兼届出書 <input type="checkbox"/> ⑥状況申告書 <input type="checkbox"/> ⑦就労証明書 } 8ページへ <input type="checkbox"/> 従前の支給認定証（発行されている場合） <input type="checkbox"/> ⑧保育料減免（軽減）に関する申出書
2号から1号へ変更 ★個人番号の確認が必要です。 →9ページ 個人番号確認のために持参するものへ	<input type="checkbox"/> ②保育所等入所申込書 <input type="checkbox"/> ⑤支給認定変更申請書兼届出書 <input type="checkbox"/> ⑥従前の支給認定証（発行されている場合） <input type="checkbox"/> ⑧保育料減免（軽減）に関する申出書

## ○注意事項・お知らせ

- ※ ①支給認定申請書のほか、すべての添付書類が提出されたことをもって入所申込完了です。添付書類に不備がある人、保育所入所基準、規則に反する人、または、虚偽の申告があった場合は入所承諾を取り消すことがあります。
- ※ ①支給認定申請書・入園申込書は、入園申し込みされるお子さん1名につき1部ずつ提出してください。その他の添付書類は、きょうだいがいる場合はコピーしてそれぞれに添付してください。  
(継続が2名以上の場合は長子の申込書に、(新規と継続)の場合は、新規の申込書に原本を添付してください。)
- ※ 平成31年4月1日に保護者の住民登録が養老町にある事が申請の要件となります。  
申請時点で養老町に住民登録がない人で、4月1日までに保護者が養老町に転入されなかった場合は、4月からの入園はできません。
- ※ 「育児休暇取得等」の人で、産後8週間を経過し認定が切れる場合について・・・  
家庭で保育ができるため産後8週間を経過した後、退園となります。ただし、3歳以上児のクラスの児童でこども園在園児は1号に変更することや、児童の発達上継続して入園することが適当だと考えられる場合は、手続きを経て認められれば入園を継続することは可能です。  
認定区分は、「保育短時間」で育児休業対象等児童が満1歳になる年度末まで認定期間を継続することができます。  
必要な手続き及び添付書類について、詳しくは子ども課までお問い合わせください。
- ※ 新規入園受付期間(10月15日～26日)において、子ども課職員が私立こども園・保育園に駐在し、入園申込書類の確認受付する日を設定します。希望される人は該当の日時に園にお越しください。

施設名	日にち	時間
よろろう保育園	平成30年10月16日(火)	13:00～16:00
めぐみ保育園	平成30年10月23日(火)	13:00～16:00
池辺こども園	平成30年10月15日(月)	13:00～16:00
下笠保育園	平成30年10月19日(金)	13:00～16:00

- ※ 保護者の住民登録を他市町村に残したまま、養老町の園に入園を希望される場合は「広域入所」となりますので、養老町では書類受付ができません。まずは、現在の住民登録のある住所地の役所へご相談ください。広域入所は、12月3日から受け付けます。
- ※ 記入方法や必要書類については、各施設、役場子ども課のお電話・窓口でもお答えしています。ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。
- ※ 園小連携について  
5歳児の小学校へのなめらかな接続を目指した園小連携を小学校区ごとに小学校と保育園・こども園が交流をしています。  
校区以外の園に在園している園児さんも、保護者の方の送迎(公立)のご協力を得て、交流できるように配慮をしています。  
私立園の送迎については、各園にお尋ねください。